

令和7年9月17日
こども青少年・教育委員会
こども青少年局

横浜市子供を虐待から守る条例に基づく 令和6年度実施状況報告

平成26年6月に制定された本条例に基づき、
令和6年度の取組の実施状況を報告します。(15条)





1 横浜市の体制（4条関係）

■ 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員を配置し、区役所と児童相談所の連携強化及び人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。（P. 2～4）

(1) 区役所及び児童相談所の職員の適正配置

- ・ 令和6年度からすべての妊産婦、子育て世代、こどもへの包括的な相談支援の強化のため、3区の区こども家庭支援課にこども家庭センター機能を設置し、統括支援員を配置（鶴見区、港南区、泉区）

(2) 区役所と児童相談所の連携強化、人材育成のための研修

- ・ 区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実際を学ぶ実地研修の実施
- ・ 区こども家庭支援課への児童精神科医師によるコンサルテーションの実施やスーパーバイザー派遣



2 市の責務（4条関係）

■ 市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化などに取り組みました。 (P. 5 ~18)

(1) 子育て支援事業の充実

- ・ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問し、情報提供等を行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」で、子育て家庭の経済的負担の軽減のため「子育て応援金」の案内チラシを配布

(2) 児童虐待の予防・早期発見

- ・ 母子保健コーディネーターによる妊娠届出時から産後4か月までの継続した支援
- ・ 妊娠等に悩む方々が電話やメール、SNSで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」
- ・ 妊娠・出産・育児期に支援が必要な方を早期に把握し、速やかに支援を開始するための「医療機関における情報提供書等を活用した情報提供」



2 市の責務（4条関係）

(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援

- ・「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」で虐待事例の連携をテーマにした事例検討等を実施
- ・医療機関向けの虐待対応啓発プログラムであるBEAMS研修の拡充

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化

- ・協議会の代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」や実務者会議「区虐待防止連絡会」の開催

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備

- ・精神科医による産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族向け「おやこの心の相談事業」を9区で実施



2 市の責務（4条関係）

(6) 子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の

情報提供

- ・こども自身が自分の気持ちを伝え、相談できるよう、こども本人向けの相談チラシを作成し関係機関に配布
- ・親子関係等の悩みの相談先の周知のため、「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のカードを市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒に配布
- ・「こども虐待防止市民サポーター講座」の開催



こども向け



大人向け



こども本人向けの相談チラシ



2 市の責務（4条関係）

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化

- ・区こども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議して対応

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施

- ・小・中学生等を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施
- ・重篤事例等検証委員会を開催し、令和4、5年度に発生した虐待による重篤事例等3例の検証を実施

3 市民の責務（5条関係）・関係機関等の責務（7条関係）

■ 虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合の速やかな通告や、市民及び関係機関の責務として児童虐待防止に向けた取組が行われました。 (P.19~24)

- ・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組



4 通告及び相談に係る対応等（8条関係）

■ 通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、子どもの安全確認を迅速に行うとともに、相談しやすい環境づくりに努めました。（P.25～26）

- ・児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数
(総数13,421件：区役所4,056件、児童相談所9,365件)
- ・よこはま子ども虐待ホットライン（24時間365日、フリーダイヤル）での相談・通告の受付
(受付件数：3,396件)
- ・かながわ子ども家庭110番相談LINEでの相談の受付（受付件数：2,239件）





5 情報の共有等（9条関係）

■ 市及び関係機関は、それぞれが持つ情報を共有しながら、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、支援方法の確認や継続的な支援を行いました。

(P.27~28)

- ・児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有 (5,161件)
- ・進行管理台帳への登録 (6年度末5,121人)
- ・個別ケース検討会議の開催 (1,723回開催)

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（10条関係）

■ 関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の安全を図るための支援を行いました。 (P.29~32)

- ・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援 (18か所66,036件)
- ・里親・ファミリーホームへの委託 (6年度末委託児童数 里親127人、ファミリーホーム35人)
- ・令和6年度から意見表明支援員が児童養護施設や里親等に訪問し、「子どもが意見を表明する機会」の確保を支援 (面談実施数 95人)



7 虐待を行った保護者への支援、指導等（11条関係）

■ 親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。 (P.33~34)

- ・親子関係の再構築と子どもの家庭復帰のための「親子再統合・親子関係再構築支援事業」の実施
- ・児童虐待等の問題を抱える家庭への「養育支援家庭訪問事業」の実施

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（12条関係）

■ 健やかな妊娠と出産のため、妊婦健康診査や歯科健康診査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。 (P.35)

- ・妊婦健康診査費用補助券交付と5万円の上乗せ助成、妊婦歯科健康診査受診券交付による受診勧奨
- ・就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮した両親教室の土曜日開催の実施



9 子供虐待防止の啓発（13条関係）

■ 区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を実施しました。 (P.36~38)

- ・予期しない妊娠に関する啓発動画やチラシを作成し、公共交通機関等を活用した広報啓発を実施
- ・「こども虐待防止市民センター講座」基礎編に加えて応用編を開催
- ・大人向け、こども向けにそれぞれ「こどもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を実施
- ・区民向けイベントでの啓発、講演会等の実施



←予期しない妊娠に関する動画





令和6年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく
実施状況報告書

令和7年9月

横浜市

目次

はじめに	1
（1）通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）	2
（2）区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）	3
（3）専門的な職員の育成（第4条第4項）	4
2 市の責務（第4条関係）	5
（1）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）	5
（2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）	8
（3）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）	11
（4）要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）	14
（5）精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項） .	15
（6）子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供 （第4条第7項）	16
（7）配偶者に対する暴力への対応との連携強化（第4条第8項）	16
（8）調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）	16
3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）	19
（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、第5 項）	19
（2）虐待を受けたと思われる子供を発見した場合の通告義務（第5条第3項、第7条第3 項）	24
4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）	25
（1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）	25
（2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）	26
（3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）	26
5 情報の共有等（第9条関係）	27
（1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）	27
（2）要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）	28
6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）	29

(1) 関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第10条第1項）	29
(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第2項）	29
(3) 児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）	29
(4) 警察への援助要請（第10条第4項）	30
(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮（第10条第5項）	30
7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）	33
(1) 虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11条第1項）	33
(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）	33
8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）	35
(1) 妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第12条第1項）、妊娠中の女性とその配偶者及び同居者への支援（第12条第2項）	35
9 子供虐待防止の啓発（第13条関係）	36
(1) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第13条）	36
(2) こども青少年局が実施した啓発活動（第13条）	36
10 資料	39

はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

令和3年10月には、条例の基本理念をはじめ、市、市民、保護者の責務を中心に、本条例の一部改正を行い、体罰など子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

横浜市のこれまでの取組では、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。

また、平成28年の児童福祉法改正において、市町村が児童及び妊産婦の福祉に関する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを受け、本市では、令和3・4年度の2か年で「こども家庭総合支援拠点」機能を全区のこども家庭支援課に整備しました。拠点機能の一環として、児童虐待通告・相談に迅速かつ適切に対応し、区が主担当の要保護児童等の進行管理等に専従する担当として「子どもの権利擁護担当」を配置しました。

さらに、令和4年の児童福祉法改正において、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、市町村としての相談支援体制の強化を図ることを目的に、すべての妊産婦・子育て家庭・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に努めることが規定されました。本市では、令和6年度から区のこども家庭支援課にこども家庭センター機能設置を開始しました。

一方、児童相談所は、専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行い、子どもの最善の利益を実現するための役割を果たしています。また、区と適切な役割分担・連携を図り、区に対する必要な支援も行っています。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

令和6年度は、関係機関等のご協力のもと、地域との連携や協働をより一層推進させ、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組むとともに、子どもの権利を守り、体罰によらない子育てを広げるための虐待予防にも取り組み、広報啓発や関係機関ネットワークの更なる強化を図りました。

以下、本報告書では、令和6年度の条例に関する取組等について報告します。

1 横浜市の体制（第4条関係）

(1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）

ア 児童相談所組織・構成

令和6年4月現在の職員数は職員545人です。

【参考】その他職員 計158人（短時間再任用3人 月額会計年度任用職員155人）

令和6年度には児童福祉司10人、児童心理司10人、一時保護所児童指導員9名、一時保護所保育士5人を増員するなど、相談支援体制の強化を図りました。また、一時保護所の定員超過対策として、旧南部児童相談所一時保護所を引き続き一時保護所として暫定活用（定員10名）することに伴い、係長1名、職員19名、計20名を配置しています。

・()内は月額会計年度任用職員 < > 内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 703人 [正規職員 545人 短時間再任用職員 3人 月額会計年度任用職員155人] (ほか委嘱医師 計17人)

イ 区こども家庭支援課

令和4年度までに、「こども家庭総合支援拠点」機能が全区に整備されました。こどもの権利擁護担当には、担当係長や保健師、社会福祉職のほか、こども支援員を配置し、通告受理機関としての機能を担いました。

令和6年度から、すべての妊産婦、子育て世代、こどもへの包括的な相談支援を強化するため、こども家庭センター機能を順次設置し、統括支援員を配置しています。

【令和6年度 鶴見区、港南区、泉区】

表 令和6年度 区こども家庭支援課「こどもの権利擁護担当」の職員数

		職種	人数 (人)
正規職員		担当係長（社会福祉職）、保健師、社会福祉職	54
会計年度	こども支援員 (支援・虐待担当)	保健師、社会福祉士、保育士、教員免許所持者等	60
	こども支援員 (心理担当)	公認心理師等	18
		合計	132

(2) 区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）

ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働での取組、連携強化を図っています。

イ 区こども家庭支援課と児童相談所職員の実地研修

平成24年度から実施している実地研修は、区こども家庭支援課と児童相談所の連携強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区こども家庭支援課職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区こども家庭支援課の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組立てに活かしています。

表 実地研修実績

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区こども家庭支援課職員（人）	25	10	19	23	23
区こども家庭支援課責任職（人）	9	8	5	12	9
児童相談所職員（人）	29	13	19	20	27
児童相談所責任職（人）	2	1	9	4	4

(3) 専門的な職員の育成（第4条第4項）

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)								
児童相談所 職員研修	361	5,343	466	8,333	293	4,290	253	4,961	282	4,540
区職員研修 (局主催)	10	453	26	2,033	26	1,501	21	876	20	688
区職員研修 (区主催)	74	1,884	94	2,291	80	2,186	84	1,416	66	1,695

イ 法定研修

児童福祉法並びに児童福祉法施行規則に基づき、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられています。

表 法定研修実施状況（年度ごとの研修修了者数）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童福祉司任用前講習会（人）	85	45	67	29	57
児童福祉司任用後研修（人）	67	61	72	36	56
児童福祉司スーパーバイザー研修（人）	4	6	6	6	8
調整担当者研修（人）	21	27	13	22	19

ウ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和6年度 33回／年】

エ 要保護児童対策地域協議会調整機関機能強化 スーパーバイザー派遣事業

支援方針の明確化、関係機関との役割を整理し連携して支援ができるよう、児童福祉の専門家を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、定期アセスメントの会議等に派遣し、実効性のある助言や指導を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和6年度 33回／年】

2 市の責務（第4条関係）

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施しました。

(1) 子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）

ア こんなにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。また、訪問の際に、子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的とした「子育て応援金」の案内チラシをお渡しすることで、訪問率の向上につなげています。

また、民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委任し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区こども家庭支援課が連携して事業に取り組みました。

表 こんなにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
訪問件数（件）	25,279*	23,203*	22,431	22,564	21,618

*新型コロナウイルス感染症流行下での対応（インターホン越しの訪問等）を含む

表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
訪問員人数（人）		910	901	887	877	866
新任者	実施回数（回）	—*	—*	1	1	1
研修	参加者数（人）	—*	—*	86	107	74
現任者	実施回数（回）	—*	—*	—*	1	1
研修	参加者数（人）	—*	—*	—*	587	565
合計	実施回数（回）	—*	—*	1	2	2
	参加者数（人）	—*	—*	86	694	639

*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新任者研修については、2年度及び3年度は資料配布としました。現任者研修については、2年度～4年度は研修用の動画を作成・配布し、各区にて実施しました。

イ 育児支援家庭訪問事業

子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭に対して、区こども家庭支援課の育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
育児支援	訪問世帯数（世帯）	385	457	381	383	348
家庭訪問員	訪問回数（回）	3,852	4,122	2,667	2,933	2,526

育児支援 ヘルパー	訪問世帯数（世帯）	78	69	67	62	71
	訪問回数（回）	2,962	1,815	1,747	2,216	2,044

ウ 子育て短期支援事業

こどもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的な子どもの預かりを行うことで、こどもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ショートステイ（件）	729	569	566	646	748
トワイライトステイ（件）	2,742	3,125	3,082	3,339	3,230
休日預かり（件）	2,252	1,784	1,494	1,493	1,439

エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」を行っています。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施施設数（か所） (うち、利用者支援事業実施施設数)	24 (23)	25 (24)	26 (25)	26 (26)	28 (27)
延べ利用者数（人）	300,554	399,167	483,091	547,417	517,729
延べ相談件数（人）	50,282	62,500	71,287	72,536	89,527

オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施施設数（か所）	67	67	70	74	75
延べ利用者数（組）	67,720	83,935	91,711	100,922	110,916

カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・認可保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施園数（か所）	38	38	38	38	40
延べ利用者数※（人）	16,314	17,094	21,214	28,658	28,371

* こどもの数

キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施園数（か所）	36	35	35	37	39
延べ利用者数（組）	27,869	32,823	33,380	18,323	22,694

※令和5年度から在園児を除く

ク 乳幼児一時預かり事業

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたい時など保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために、一時預かりを専門に行う施設で児童を預かる事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施施設数（か所）	25	29	34	36	38
延べ利用者数（人）	56,423	69,025	88,916	96,796	98,015

ケ 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を認可保育所や横浜保育室で実施しています。

表 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）の実施状況

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
民間保育所等	実施施設数（か所）	437	444	478	479	526
	利用者数（人）	74,322	82,362	83,000	92,367	93,571
市立保育所	実施施設数（か所）	42	40	38	38	38
	利用者数（人）	4,875	4,826	4,683	6,388	6,388
横浜保育室	実施施設数（か所）	30	22	17	10	8
	利用者数（日分）	1,056	717	481	1,133	1,180

コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中でこどもを預かってほしい人とこどもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとにこどもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区支部（拠点）事務局（か所）	18	18	18	18	18
会員数（人）	14,376	14,701	15,640	17,361	17,580
活動援助実績（件）	36,896	45,114	46,586	66,619	71,637

（2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談への対応に加え、各種福祉保健サービスの提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

ア 産後母子ケア事業

産後の心身が不安定になりやすい時期において、心身のケアや育児のサポート等を行い、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施しています。

デイケア型やショートステイ型では、家族等から十分な支援を受けられず、育児に対する不安が強い方を対象に、助産所や産科医療機関において心身の安定と育児不安の解消に向けた支援に取り組みました。

訪問型では、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け授乳に伴う悩みや赤ちゃんのケア等の相談対応に取り組みました。

表 産後母子ケア事業利用実績

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ショート ステイ	利用実人数（人）	298	591	832	790	966
	利用延日数（日）	1,489	3,037	4,034	3,662	4,314
デイケア	利用実人数（人）	176	352	529	482	573
	利用延日数（日）	682	1,304	1,925	1,563	1,955
訪問型	利用実人数（人）	917	1,272	1,098	1,097	2,070
	利用延件数（件）	1,685	2,408	2,090	2,000	3,953

イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握するとともに、情報提供や相談支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
妊娠の届出者数（人）	27,121	26,142	25,218	24,216	23,812
個別面談実施率（%）	98.9	98.4	99.1	99.6	99.2

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況（各年度3月末時点）

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定妊婦登録人数（人）	137	112	122	93	90

ウ 母子保健コーディネーターによる支援

子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターが主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。

【参考】横浜市版子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

エ こども家庭庁からの「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、家庭以外との接触がない子どもの安全確認、安全確保を図ることを目的として、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認を実施しました。

オ にんしんSOSヨコハマ

予期せぬ妊娠等についての不安や悩みを抱える方に対する相談体制の充実のため、電話やメール、SNSで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」を委託により運営しました。当事者だけでなく、取り巻く家族等、多岐にわたる相談を受け、必要に応じて区福祉保健センター等の継続支援につなげました。

表 相談実績数

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談実績数(件)	549	409	364	583	672

カ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱える又は不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施回数(回)	170	196	194	205	218
参加者実人数(人)	203	221	241	237	211
参加者延べ人数(人)	590	618	593	583	621

キ 産婦健康診査事業

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成しました。E P D S（エジンバラ産後うつ質問票）を健診項目の1つとすることで、産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し、必要に応じて、区福祉保健センター等の支援につなげました。

表 産婦健康診査費用補助券の利用状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
2週間健診（件）	13,612	14,757	14,222	13,938	13,765
1か月健診（件）	21,660	21,818	20,485	20,016	19,373
合計	35,272	36,575	34,707	33,954	33,138

ク 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的（原則、産前8週、産後8週間）な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者（助産師）が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。緊急一時保護事業を行っている全7施設で実施しています。

表 実施状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
入所人数（人）	6	6	7	9	6
訪問指導者派遣回数（回）	49	49	63	62	46

ケ 医療機関における情報提供書等を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまででも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っていましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携を深めています。

表 医療機関からの連絡票の受理状況（カッコ内は要養育支援者情報提供書を再掲）

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数 (件)	3,121 (953)	3,534 (952)	5,259 (941)	4,789 (773)	4,909 (964)

(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）

横浜市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区こども家庭支援課、局こどもの権利擁護課がそれぞれ、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

ア 関係機関向けの研修

(ア) 児童相談所が実施した研修（令和6年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）(人)			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
29	741	70	52	0	619

(イ) 区こども家庭支援課が実施した研修（令和6年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）(人)			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
83	2,780	301	158	593	1,728

(ウ) 局こどもの権利擁護課が実施した研修（令和6年度）

テーマ	講師	参加人数 (人)	機関別内訳（人）			
			民生・ 児童委員	教育 関係	保育園・ 幼稚園	区・児相 等
幸せになるための性教育～予期せぬ妊娠を防ぐために、支援する私たちが知っておくべきこと～	なぶち かおる 南渕 芳 氏	159	34	19	51	55

イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医を中心となって発足したネットワーク会議は、平成26年12月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられています。令和6年度は、医療機関が行った虐待事例の診断や連携等をテーマにした事例検討と、CDR（Child Death Review）関連部会、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換部会を開催し、CPT（Child Protection Team）の運営や多機関・多職種連携について検討しました。また、研修として、横浜市医師会に委託し、医療機関向け虐待対応プログラム（BEAMS）Stage1、Stage2※を開催しました。

*日本子ども虐待医学会が認定する医療機関向けの虐待対応プログラム。Stage1では児童虐待の定義、対応時の基本的な考え方を学ぶ。Stage2では医学的診断など専門的内容が含まれる。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市立みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜労災病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マ

リアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和医科大学横浜市北部病院、昭和医科大学藤が丘病院（12病院）

◇開催状況

日時	種別	概要	参加人数
R6.7.19	標準化部会	【事例提供機関】 神奈川県立こども医療センター	66人
R7.3.3		横浜地方検察庁ミニ研修 【事例提供機関】 横浜市立大学附属病院	81人
R6.11.15	情報交換部会	CPTの運営や多機関・多職種連携について 【当番病院】 ① 横浜市立大学附属市民総合医療センター ② 横浜市立大学附属病院	34人
R6.11.22	CDR 関連部会	「子どもの不審死検証会」 CDRミニレクチャー、事例紹介と模擬CDR	57人
R6.9.24	研修会 (横浜市医師会委託)	医療機関向け虐待対応プログラム(BEAMS研修) Stage 1 【講師】聖マリアンナ医科大学病院 小児科 栗原 八千代 氏	88人
R7.2.25		医療機関向け虐待対応プログラム(BEAMS研修) Stage 2 【講師】神奈川県立こども医療センター 田上 幸治 氏	58人

ウ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるように、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表 区と医療機関の連絡会の実施状況（令和6年度）

開催日	対象病院	主催(病院 or 区)	区
4月10日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
4月11日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
4月23日	横浜市立みなど赤十字病院	病院	中区
5月10日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
5月13日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区
5月13日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
6月3日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
6月25日	横浜市立みなど赤十字病院	病院	中区
6月27日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区

7月1日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区
7月1日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
7月5日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
7月5日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
7月12日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
7月18日	済生会横浜市南部病院	病院	港南区
7月18日	知産婦人科	区	青葉区
7月24日	助産院シエロ	区	都筑区
7月30日	みどり助産院	区	青葉区
8月5日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
8月22日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
8月27日	横浜市立みなと赤十字病院	病院	中区
9月2日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区
9月2日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
9月6日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
9月30日	汐見台病院	区	港南区
10月4日	横浜市立みなと赤十字病院	病院	中区
10月7日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
10月7日	東條ウイメンズホスピタル	病院	港南区
10月22日	横浜市立大学附属病院・横浜南共済病院・山本助産院	区	金沢区
10月24日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
11月8日	独立行政法人国立病院機構・横浜医療センター ・あおのウイメンズクリニック・小川クリニック ・聖マリアクリニック本院・戸塚共立レディースクリニック	区	戸塚区
11月8日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
11月11日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区
11月11日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
12月2日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
12月24日	横浜市立みなと赤十字病院	病院	中区
12月26日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
令和7年			
1月16日	済生会横浜市南部病院	病院	港南区
1月17日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
1月19日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区

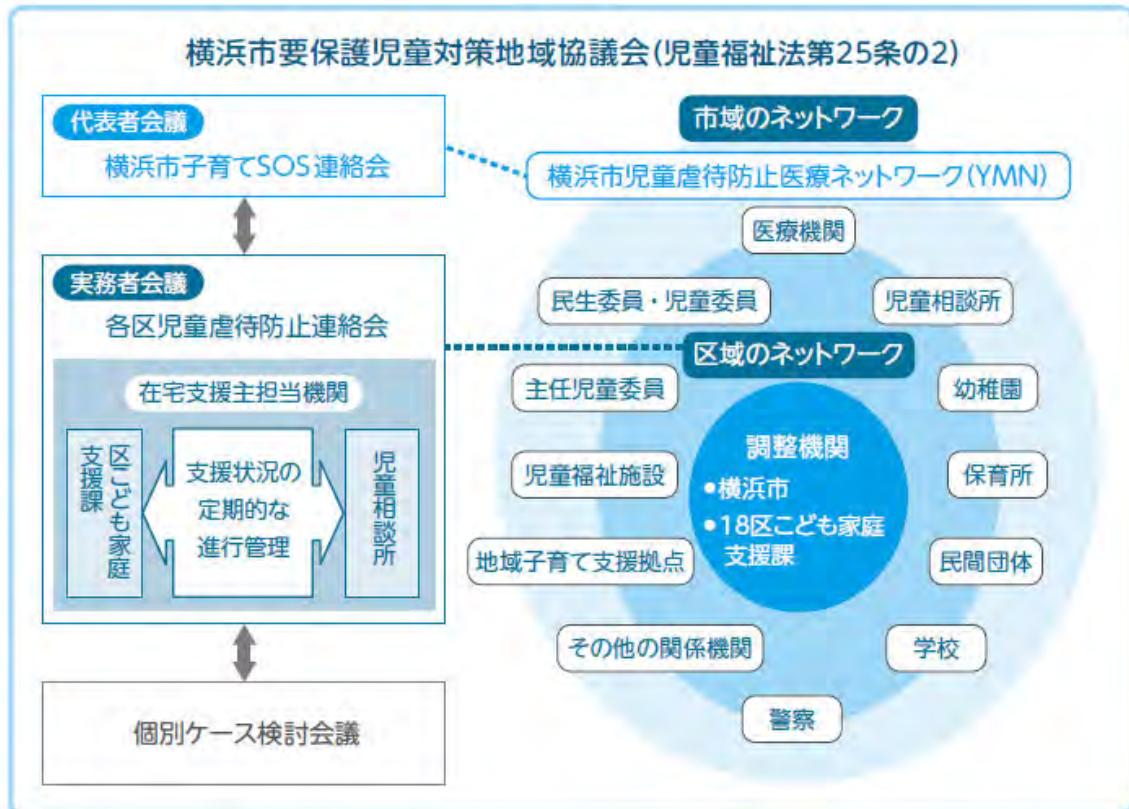
1月 20 日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
1月 30 日	昭和医科大学横浜市北部病院	区	都筑区
2月 2 日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
2月 7 日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
2月 7 日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
2月 25 日	横浜市立みなと赤十字病院	病院	中区
2月 27 日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
3月 2 日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区
3月 3 日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
3月 4 日	堀病院	区	瀬谷区
3月 14 日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）

ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等（虐待を受けているこども等）の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会を、児童福祉法に基づき設置しています。

○ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



(ア) 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局は子ども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。

【令和6年度開催状況 第1回：令和6年6月13日、第2回：令和6年12月4日】

(イ) 実務者会議（区虐待防止連絡会）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区を単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など計787回開催しました。

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項）

ア 区の取組

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士等による面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。

表 各区の取組

実施区	事業名	実施回数(回)	参加人数(人)
鶴見区	専門相談	51	124
神奈川区	ファミリーサポート事業	17	11
南区	親カウンセリング	72	82
旭区	個別ペアレントトレーニング	10	2
金沢区	個別カウンセリング	12	11
緑区	ペアレントコンサルテーション事業	23	63
都筑区	コアラの相談	10	16
栄区	妊婦・養育者メンタルヘルス相談	24	49
泉区	ママパパカウンセリング	24	31
瀬谷区	母親のためのカウンセリング	8	15

イ 妊産婦メンタルヘルス対策

妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う体制構築に向けて、産科・精神科等の医療機関や行政等の関係機関の連携を図る連絡会を開催しました。

ウ おやこの心の相談事業

産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族が、精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談事業」を9区（神奈川区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、戸塚区）で実施しました。

(6) 子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供（第4条第7項）

ア リーフレット「子どもの権利を守ろう！ＳＴＯＰ！子ども虐待」
子どもの権利を守り、体罰によらない子育てを推進するため、リーフレットを作成し、地域の関係機関へ配布しました。

イ こども本人向け相談チラシ「そうだんするキミはすごいよ」

子ども自身が自分の気持ちを伝え、相談できるよう、相談チラシを作成し、区役所や児童相談所、母子生活支援施設、児童家庭支援センター等関係機関での個別支援で活用しました。

ウ 「子ども虐待防止市民センター講座」の開催

横浜市民や、地域で子どもの支援を行っている方を対象に、子ども虐待の基本や子どもの権利、体罰によらない子育てに関する講座を行いました。

エ 「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」の実施

子どもの権利の認知度と子どもの意見を聴くことの意義についての項目を追加し、大人向け調査に加えて、子ども向け調査を実施しました。

オ かながわ子ども家庭110番相談LINEカード

親子関係の悩みの相談先の周知のため、かながわ子ども家庭110番相談LINEのカードを、市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒へ配布しました。

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化（第4条第8項）

区役所子ども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議する仕組みを整備し、連携強化に取り組んでいます。

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）

ア 親になるために必要な知識及び命の大切さ

○ 区の取組

区福祉保健センターが小・中学校等と協働し、心身の発達や命の大切さについて学ぶ機会を提供し、子ども自身の健康や将来について主体的に考える力を育むことや、自己と他者を思いやり、尊重する心を養うことを目指し、思春期保健事業を実施しました。

また、赤ちゃんふれあい体験を通して、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 令和6年度の実施状況

内容	実施区	参加延人数 (人)
小・中学生等を対象にした思春期健康教育等	17	7,459

イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

○重篤事例等検証委員会による検証

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の

分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、「児童虐待による重篤事例等検証委員会」を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

令和6年度は、令和4、5年度に発生した児童虐待による重篤事例1例・死亡事例2例について検証を行いました。令和6年6月～令和7年2月に6回の検証委員会を開催し、令和7年4月に児童福祉審議会から報告書が提出されました。

ウ 虐待の予防及び早期発見の方策

各区では、子育ての不安や負担感を減らすとともに、児童虐待の予防や早期発見につながるよう、養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会、養育者向けの講演会等を実施しました。

表 令和6年度の実施状況

内容	実施区	参加人数（人）
親支援プログラムを活用した養育者支援事業等	4区	248
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	7区	1,689

エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

（ア）被虐待児支援強化事業

児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得することを目的に、被害確認面接・系統的全身診察※等に関する研修に参加しました。被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

※ 性的虐待を受けた子どもに対し、専門的な手法で一人の医師が丁寧に全身を問診し、診察する方法です。

他の虐待の発見や治療の必要性の検討、客観的証拠の確保及び児童の心理ケア（児童自身の身体に対する漠然とした不安の軽減）に大きな効果があります。

表 被害確認面接研修

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童相談所職員※（人）	8	3	13	2	11

※ 平成27年度までは本市主催研修。平成28年度以降はNPO法人主催の研修へ参加。

令和4年は港区児相と共同開催研修。

表 系統的全身診察トレーニング研修

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受講者数（医師等）（人）	11	9	15	14	23

（イ）健全育成事業

児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援している子どもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、子どもの活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から令和4年度まで事業実施を中止していましたが、令和5年度から再開しています。コロナ以前は1泊2日でキャンプを実施していましたが、日帰りのレクリエーションとして2回に分け、各所2回ずつで計8回実施しました。事業実施の中で子どもの成長がみられたり、子どもの新たな面を発見し保護者と共有

することで子どもの自己肯定感をはぐくむことにつながったり、様々な面で子どもの養育改善・子どもの成長につながりました。

才 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、「チーム学校」として区や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭（全小学校338校に配置）
- ・スクールソーシャルワーカー（4方面学校教育事務所に、定期的に中学校ブロックを訪問して支援する49人の巡回型担当、OJTを担当する4人のトレーナースクールソーシャルワーカー、事案を管理する4人の統括スクールソーシャルワーカーの合計57人を配置。人権教育・児童生徒課には、高校・特別支援学校担当1人と、定時制高校や夜間中学校を担当するユーススクールソーシャルワーカー1人、特別支援学校及びスクールソーシャルワーカー活用事業を担当する社会福祉職1人、社会福祉職の担当係長1人を配置。）
- ・スクールカウンセラー（小学校については週1回程度、中学校については年度当初は週1日程度、補正予算を編成の上、令和6年9月からの追加配置実施後は、週2回程度、全ての学校で相談が受けられる体制で配置）

(イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、子ども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 令和6年度の実績

内容	実施日	対象
新任児童支援・生徒指導専任教諭研修 要保護児童等への支援について ～児童・生徒を児童虐待から守るために～	R 6. 9月	新任児童支援・生徒指導専任教諭 (99人参加)

(ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクールに従事するスタッフを対象に研修を実施しました。

また、子ども青少年局放課後児童育成課の巡回相談員8人が、現場訪問時に随時、情報提供や啓発を行いました。

表 令和6年度の実績

内容(講師)	実施日	参加人数(人)
児童虐待の防止と対応 (講師:中央児童相談所 虐待対応・地域連携課)	R 6. 9. 19	116
	R 6. 11. 18	89

3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）

（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、第5項）

ア 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の取組一覧（令和6年度）

横浜市医師会	<ul style="list-style-type: none">○ 令和6年12月6日「令和6年度横浜市乳幼児健診研修会」を開催（横浜市との共催）受講者数：82名○ 「令和6年度 BEAMES 研修 Stage1・Stage2」を開催（横浜市との共催）<ul style="list-style-type: none">・令和6年9月24日〈対面及びWeb方式〉受講者数：88名（うちWeb参加71名）・令和7年2月25日〈対面方式〉受講者数：58名
横浜市 産婦人科医会	<ul style="list-style-type: none">○ 精神科医会と合同で講演会を企画・開催し、総合の連携を推進している。精神疾患を抱える妊婦の診察や治療に有効。○ 身体に外傷や痣を認める児童を同伴した母親を見かけた場合の通告対応について会員に伝達。
横浜市 精神科医会	<ul style="list-style-type: none">○ 育児ストレスを抱える母親や父親の診療
横浜市 歯科医師会	<ul style="list-style-type: none">○ 医療機関対象の虐待研修プログラム BEAMS 研修会（Stage 1）開催○ 「特定妊婦への歯科医師としての関わり方」地域保健・学校歯科保健委員会合同研修会開催○ 11月のオレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーンの会員診療室掲示ポスターの作成・配布
神奈川県 弁護士会	<ul style="list-style-type: none">○ 地方自治体からの推薦依頼に対する対応 神奈川県内の児童相談所設置自治体から当会に対し、児童相談所の常勤・非常勤・嘱託弁護士、児童福祉審議会委員及び第三者委員、意見表明支援員（アドボケイト）等の推薦依頼があった際に、推薦者を選定して回答した。○ 子どもの相談（対面、電話）、無戸籍相談（電話）の運営 子どもからの相談窓口として、子ども人権相談窓口（対面相談）及び、子どもお悩みダイヤル（電話相談）を運営し、相談内容等の統計を行っている。また、無戸籍問題について、無戸籍ダイヤル（電話相談）を運営している。○ 研究会や勉強会の開催<ul style="list-style-type: none">・全国の児童福祉に関わる弁護士が参加する「合同福祉勉強会」において、研究発表を行った（テーマ：児相による面会通信制限の事例報告・検討）。児童相談所の非常勤等弁護士や被害児童の代理人として児童虐待事件に関わる部会員から、守秘義務に配慮したうえで相談があった場合に、経験を共有し、知恵を出し、議論し、意見交換することにより、相談者をサポートした。・委員会内で、共同親権、一時保護の司法審査、学校における虐待事例の取り扱い、についての勉強会を行った。○ 児童相談所の非常勤等弁護士や被害児童の代理人として児童虐待事件に関わる部会員へのサポート 児童相談所の非常勤等弁護士や被害児童の代理人として児童虐待事件に関わる部会員から、守秘義務に配慮したうえで相談があった場合に、経験を共有し、知恵を出し、議論し、意見交換することにより、相談者をサポートした。

神奈川県 警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待事案への対応では、児童の安全確保を最優先とした必要な措置を組織一体になって講じている。 ○ 児童虐待が疑われる事案は、児童の安全を直接確認し、事案の危険性・緊急性を総合的に判断し、被害児童の保護や児童相談所への通報など、必要な措置を講じている。 ○ 児童虐待事案に係る児童相談所と警察の連携に関する協定に基づき、児童虐待事案に関する情報共有を図っている。 ○ 児童相談所との連携した取組として、管轄警察署、警察本部関係課との連絡会や、臨検・捜索合同研修を開催した。
横浜地方 法務局 人権擁護課 横浜市 人権擁護委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの人権 110 番」相談電話（フリーダイヤル）の常設 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 法務局職員及び人権擁護委員が対応 ○ 「子どもの人権 110 番」強化週間の実施 令和 6 年 8 月 21 日（水）から同月 27 日（火）までの相談時間延長。 (平日は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで、土曜日・日曜日は午前 10 時から午後 5 時まで開設) ○ こどもの人権 S O S ミニレターの配布 県内全ての小中学生に対し、学校を通じて 5 月から 6 月にかけて配布。令和 5 年度から児童相談所、フリースクールなどの 54 施設にも配布。 ○ インターネット人権相談 法務省 H P に専用フォームを設け人権相談を受け付けている。 ○ L I N E による人権相談 L I N E 公式アカウント「S N S 人権相談」を友達登録してもらい、人権相談を受け付けている。 <p>上記の相談や受領したミニレターから児童虐待が疑われる場合、学校及び児童相談所へ連絡し、情報収集及び情報提供等を実施。</p>
横浜市民生委員 児童委員協議会 主任児童委員連 絡会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各区開催の要保護児童対策地域協議会の会議に参加 ○ 関係機関との連携（児童支援、生徒指導専任教諭協議会への参加、S S W との交流、区役所との命の授業、子育てネットワーク会議への参加、保育園長会との交流、保育園・小学校・中学校と情報交換、こんにちは赤ちゃん訪問事業・こども食堂・寄り添い型学習支援事業等への協力など） ○ 子育て家庭への支援（子育てサロン、ひろばなど） 子育ての中での不安や心配事を気兼ねなく話してもらい、安心して相談できる機関があることを伝える。 ○ 啓発活動として、オレンジリボンたすきリレーでは、ゴール会場でブース展示し、虐待防止のチラシや手作りおもちゃを配付。
よこはまチャイ ルドライン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 6 年度は、年間 8,868 件の電話と 53 件のチャットで子どもの声を受けとめた。チャイルドラインでは、基本的に虐待を受けている子どもからの電話に対しては、匿名で受けているので、通告をすることはできない。まずは傾聴、共感を大切に子どもの気持ちを聴く。名前は言わなくていいという前提があり、信頼関係ができてから、子どもが自分の気持ちを話してくれることが多いため。話の中で、明らかに虐待と感じたら、17 名いる支え手（スーパーバイザー）の助言を受けながら、189 の情報や通告した後の児相の対応などを伝えることもある。

横浜市社協 児童福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県社会的養育推進計画の策定ということで、令和2年から令和11年まで10年間かけて社会的養護を中心に新しい取組体制について検討しているが、令和6年度に令和7年度からの後期5か年についての計画見直し作業を、子どもの虹情報研修センターの増沢先生を座長として行った。 ○ 上記横浜市社会的養育推進計画の基本的な方針における社会的養育の対象の定義は、胎児期を含めたすべての子どもであり、その目標と方向性のひとつとして、アーリーヘルプを重視した支援を目指している。その実現のためには、各区での児童虐待防止連絡会・今後全区に配置されるこども家庭センター・地域の児童相談所の連携による機動的な対応が求められており、そこに各区に設置されている児童家庭支援センターをはじめ、児童福祉部会所属の各種別施設がその専門性を活かし、家庭養育推進に向けた活動をしていく。 ○ 国から包括的な里親支援を行う、里親支援センターの設置が求められており、横浜市も令和7年度より同センター設置に向けた在り方検討会を、行政・児相・各種別の代表者等がメンバーとなり、行うこととなっている。 ○ 令和6年度より施設入所児童と里親委託児童への意見表明支援事業がはじまったが、今後も本事業の質の向上を目指し、施設・里親を含めた関係機関に対する啓発に努めていく。
横浜市 幼稚園協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業推進検討会（横浜市こども青少年局との定例会議）で情報提供を受けて、運営委員会（協会内の役員会等）で報告をしたうえで、各区の園長会等で伝達するとともに、加盟園（240園）全園にメール配信も併用して 情報発信を行っている。 ○ 教職員を対象に、カウンセリングマインド研究会、研究講座等を各4回程度開催する中で、保護者の立場に立って話を聴ける教職員の育成に努めている。 ○ 月に6回程度、電話による「子育て教育相談」を実施し、臨床心理士が保護者・教職員からの相談を受けている。また、希望により、加盟園への訪問相談も実施している。令和6年度は支部の教員研修に相談員の講演も取り入れた。 ○ 区役所の行う虐待に関する研修会や実務者会議に代表者が参加し、園長会でフィードバックしている。 ○ 園長等向けにメール配信を行っている協会内の「ぶちニュース」に連絡会への参加報告を掲載した。 ○ 保護者の会主催の保護者向け講演会を行い、オンデマンドでも配信した。
横浜市 私立保育園 こども園 園長会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休みがちな子に、お休みに何をしていたかや聞いたり、休み前との様子の変化に気を配る。 ○ 送迎時に、表情の暗い保護者に声をかけ、仕事の大変さをねぎらいながら、何か大変なことで園でお手伝いできることがあれば、相談に乗れることを伝える。 ○ 面談時に相談内容により、「子ども家庭相談」のパンフレットを渡し、気軽に相談できる窓口を伝える。 ○ 身体測定や水遊びなど、子どもたちが服を脱ぐ機会に職員が視診を行い、不自然な傷などの確認をする。 ○ 職員が子どもたちに向けてご飯を食べてきたかさりげなく聞く。 ○ 職員が子どもたちの昼ごはんの食べ方や量を確認する。 ○ 子どもたちの準備物がそろっているかや汚れていないかを職員が見る。 ○ 子どもたちの口腔の状態や体の清潔さを職員が確認する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の方の様子の変化や、話した時の対応に不自然さがないかを確認する。 ○ 家で子供がけがをしたときに、説明に不自然な点がないか保護者に確認し、子どもにもさりげなく確認する。
横浜市立 小学校長会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康観察時、また健康診断実施時、体育授業の着替え時等を捉え、教員が児童の身体の状況を把握する。 ○ 反抗的な言動や集団逸脱行動、反社会的行動をとる児童の、行動の背景を探る。 ○ 教員が定期的な教育相談、個人面談を実施し、保護者や児童からの情報を得るとともに、虐待の可能性をキャッチする。 ○ 学校だより等を用い、保護者、児童に相談窓口、相談機関の周知。 ○ 教員が児童の変化を見取り、共有、対応に繋げる組織体制の構築。 ○ PTA、学校運営協議会と連携した虐待防止のための啓発。
横浜市立 中学校長会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全校生徒を対象とした定期的な教育相談及び日頃の教育相談 (日頃からの人間関係を大切にし、積極的な声掛け、観察により変化を察知し、SOS を適切に受け止める) ○ 一人一台端末を活用した毎日の心の健康観察 ○ 全ての家庭を対象とした定期的な保護者面談 ○ 民生委員、児童委員等と連携した家庭の生活状況の確認 ○ 区役所や児童相談所、警察との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会を活用した定期的な情報交換 ・各区児童支援・生徒指導専任教諭協議会での情報交換 ・小学校校長会児童指導研究会及び中学校校長会生徒指導部と児童相談所所長との意見交換会 ○ 関係機関等から提供いただいた支援事業や制度等のパンフレットを活用した保護者への啓発
横浜市教育委員 会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度当初、全保護者あてに「子どもたちの安全を最優先するために～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力のお願い～」を配付した。 ○ 児童相談所との人事交流を継続するとともに、局内プロジェクトにて教育と福祉の相互理解を検討し、連携促進に努めている。 ○ 全専任教諭に児童虐待防止に関する研修を実施し、児童虐待に関する対応力の向上を図っている。 ○ 就学時健康診断の実施要領、児童虐待の手引き及びチェックリストを全小学校・義務教育学校に周知し、虐待の早期発見に努めた。あわせて、就学時健康診断におけるスクールソーシャルワーカーの学校支援を実施している。 ○ スクールソーシャルワーカーが全ての学校を巡回と要請で支援するスクールソーシャルワーカー活用事業を実施している。学校との情報共有や校内巡回等により、気になる児童生徒の早期発見に努めている。 ○ 全中学校・高等学校の生徒に配布する相談カードに「にんしんSOSよこはま」の案内を掲載し、相談窓口の情報提供を行っている。 ○ スクールソーシャルワーカーが要対協における学校と区役所・児童相談所との情報連携を支援しており、要保護児童等の見守りに必要な情報を確実に区・児童相談所に提供できるように努めている。

市民局人権課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会表彰式（11月）、区民まつり（9～3月）において、他の人権課題とともに、虐待防止を訴える「子ども」に関する人権啓発タペストリーを掲示し、子どもの人権を尊重していくよう発信。
政策経営局 男女共同参画推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市DV相談支援センター等相談窓口の周知（通年実施） <ul style="list-style-type: none"> ・市関連施設、医療機関等を通じたカード配布 ・SNS（X、LINE）による情報発信 ○ DV等「女性に対する暴力をなくす運動」期間の広報・啓発（毎年11月） <ul style="list-style-type: none"> ・子ども青少年局と連携し、児童虐待防止と女性に対する暴力をなくす運動の周知を一体的に実施 (令和6年度は、当課においては、市内施設におけるパープルライトアップ、みなとみらい線各駅のホームドアや新横浜駅内のデジタルサイネージでの広告掲出等を実施) ・区役所等で啓発タペストリーやポスター展示等のキャンペーンを展開 ・市内在住の10代～30代に向けてSNS（Instagram）にてデートDV防止に関する広告を掲出 ○ デートDV防止モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・予防教育、相談、被害者・加害者向けの回復プログラム、広報啓発を総合的に推進し、予防から回復まで切れ目なく実施

(2) 虐待を受けたと思われる子供を発見した場合の通告義務（第5条第3項、第7条第3項）

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数（令和6年度）

前年度に比べて増減が多かった主な経路は、「警察等」からの通告が240件増(5.4%増)、「学校」が109件減(5.1%減)、「近隣・知人」が171件減(18.2%減)でした。

(単位:件、%)

区分	区役所			児童相談所			市全体					
	5年度	6年度		5年度	6年度		5年度	6年度				
		件数	前年度比		件数	前年度比		件数	前年度比			
福祉保健センター※1	1,123	1,126	3 (0.3%)	27.8%	490	396	▲94 (▲19.2%)	4.2%	1,613	1,522	▲91 (▲5.6%)	11.3%
他都道府県市町村	223	187	▲36 (▲16.1%)	4.6%	0	0	0 (-)	0.0%	223	187	▲36 (▲16.1%)	1.4%
児童相談所	207	173	▲34 (▲16.4%)	4.3%	797	746	▲51 (▲6.4%)	8.0%	1,004	919	▲85 (▲8.5%)	6.8%
保育所	362	327	▲35 (▲9.7%)	8.1%	122	78	▲44 (▲36.1%)	0.8%	484	405	▲79 (▲16.3%)	3.0%
児童福祉施設等	81	105	24 (29.6%)	2.6%	132	89	▲43 (▲32.6%)	1.0%	213	194	▲19 (▲8.9%)	1.4%
警察等	5	0	▲5 (-)	0.0%	4,446	4,691	245 (5.5%)	50.1%	4,451	4,691	240 (5.4%)	35.0%
医療機関	189	195	6 (3.2%)	4.8%	175	147	▲28 (▲16.0%)	1.6%	364	342	▲22 (▲6.0%)	2.5%
幼稚園	41	70	29 (70.7%)	1.7%	56	45	▲11 (▲19.6%)	0.5%	97	115	18 (18.6%)	0.9%
学校	841	764	▲77 (▲9.2%)	18.8%	1,284	1,252	▲32 (▲2.5%)	13.4%	2,125	2,016	▲109 (▲5.1%)	15.0%
教育委員会等	23	9	▲14 (▲60.9%)	0.2%	7	8	1 (14.3%)	0.1%	30	17	▲13 (▲43.3%)	0.1%
児童委員	17	33	16 (94.1%)	0.8%	4	3	▲1 (▲25.0%)	0.0%	21	36	15 (71.4%)	0.3%
家族・親戚	566	531	▲35 (▲6.2%)	13.1%	901	964	63 (7.0%)	10.3%	1,467	1,495	28 (1.9%)	11.1%
近隣・知人	370	280	▲90 (▲24.3%)	6.9%	568	487	▲81 (▲14.3%)	5.2%	938	767	▲171 (▲18.2%)	5.7%
児童本人	37	22	▲15 (▲40.5%)	0.5%	165	157	▲8 (▲4.8%)	1.7%	202	179	▲23 (▲11.4%)	1.3%
その他※2	344	234	▲110 (▲32.0%)	5.8%	459	302	▲157 (▲34.2%)	3.2%	803	536	▲267 (▲33.3%)	4.0%
合計	4,429	4,056	▲373 (▲8.4%)	100.0%	9,606	9,365	▲241 (▲2.5%)	100.0%	14,035	13,421	▲614 (▲4.4%)	100.0%

【注】各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

※1：区こども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したもの及び市内他区からの住所異動により引き継いだ案件を含む。

※2：継続支援中の児童のきょうだい児について、通告等を経ずに支援対象として支援を開始することが望ましいと判断した案件や、児童の状況確認ができず調査や支援等を行った案件等を含む。

4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）

（1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、子どもの安全確認を行います。

ア 児童虐待相談の対応件数

（児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数）

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区役所（件）	3,701	3,821	3,949	4,429	4,056
児童相談所（件）	8,853	7,659	9,028	9,606	9,365
合計（件）	12,554	11,480	12,977	14,035	13,421

イ 相談種別件数（令和6年度）

市全体では心理的虐待の割合が大きく、52.4%となっています。

（単位：件）

区分	区役所			児童相談所			市全体					
	6年度			6年度			5年度	6年度				
	件数	前年度比	構成比	件数	前年度比	構成比		件数	前年度比			
身体的虐待	787	812	25 (3.2%)	20.0%	2,247	2,254	7 (0.3%)	24.1%	3,034	3,066	32 (1.1%)	22.8%
性的虐待	6	20	14 (233.3%)	0.5%	118	110	▲8 (▲6.8%)	1.2%	124	130	6 (4.8%)	1.0%
心理的虐待	1,406	1,326	▲80 (▲5.7%)	32.7%	5,723	5,712	▲11 (▲0.2%)	61.0%	7,129	7,038	▲91 (▲1.3%)	52.4%
ネグレクト	2,230	1,898	▲332 (▲14.9%)	46.8%	1,518	1,289	▲229 (▲15.1%)	13.8%	3,748	3,187	▲561 (▲15.0%)	23.7%
合計	4,429	4,056	▲373 (▲8.4%)	100.0%	9,606	9,365	▲241 (▲2.5%)	100.0%	14,035	13,421	▲614 (▲4.4%)	100.0%

* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

ウ 年齢別件数（令和6年度）

市全体では「1歳から6歳」の割合が多く、38.0%となっています。 （単位：件）

区分	区役所			児童相談所			市全体					
	6年度			6年度			5年度	6年度				
	件数	前年度比	構成比	件数	前年度比	構成比		件数	前年度比			
0歳	349	305	▲44 (▲12.6%)	7.5%	426	385	▲41 (▲9.6%)	4.1%	775	690	▲85 (▲11.0%)	5.1%
1～6歳	2,267	2,024	▲243 (▲10.7%)	49.9%	3,291	3,075	▲216 (▲6.6%)	32.8%	5,558	5,099	▲459 (▲8.3%)	38.0%
7～12歳	1,321	1,271	▲50 (▲3.8%)	31.3%	3,447	3,432	▲15 (▲0.4%)	36.6%	4,768	4,703	▲65 (▲1.4%)	35.0%
13～15歳	374	344	▲30 (▲8.0%)	8.5%	1,534	1,555	21 (1.4%)	16.6%	1,908	1,899	▲9 (▲0.5%)	14.1%
16歳以上	118	112	▲6 (▲5.1%)	2.8%	908	918	10 (1.1%)	9.8%	1,026	1,030	4 (0.4%)	7.7%
合計	4,429	4,056	▲373 (▲8.4%)	100.0%	9,606	9,365	▲241 (▲2.5%)	100.0%	14,035	13,421	▲614 (▲4.4%)	100.0%

* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

工 主たる虐待者別件数（令和6年度）

市全体では実母によるものの割合が大きく、54.6%となっています。

(単位：件)

区分	区役所			児童相談所			市全体					
	5年度	6年度		5年度	6年度		5年度	6年度				
		件数	前年度比		件数	前年度比		件数	前年度比			
実父	1,206	1,174	▲32 (▲2.7%)	28.9%	4,246	4,248	2 (0.0%)	45.4%	5,452	5,422	▲30 (▲0.6%)	40.4%
実父以外の父	48	56	8 (16.7%)	1.4%	314	319	5 (1.6%)	3.4%	362	375	13 (3.6%)	2.8%
実母	3,131	2,783	▲348 (▲11.1%)	68.6%	4,722	4,551	▲171 (▲3.6%)	48.6%	7,853	7,334	▲519 (▲6.6%)	54.6%
実母以外の母	14	8	▲6 (▲42.9%)	0.2%	33	17	▲16 (▲48.5%)	0.2%	47	25	▲22 (▲46.8%)	0.2%
その他	30	35	5 (16.7%)	0.9%	291	230	▲61 (▲21.0%)	2.5%	321	265	▲56 (▲17.4%)	2.0%
合計	4,429	4,056	▲373 (▲8.4%)	100.0%	9,606	9,365	▲241 (▲2.5%)	100.0%	14,035	13,421	▲614 (▲4.4%)	100.0%

* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

(2) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）

ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受け付けています。

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受付件数（件）	3,413	3,340	3,183	3,545	3,396

(3) 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）

ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化（189）に伴う対応

本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

イ かながわ子ども家庭110番相談LINE

令和2年7月1日から、児童虐待の早期発見・対応を目的に、虐待、子育ての不安等の様々な子どもに関する相談を受け付ける「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の5県市で共同運用を開始しました。

令和6年度の横浜市民からの相談件数は2,239件であり、そのうち児童虐待にかかる相談は541件、こども本人からの相談は724件となっています。

表 かながわ子ども家庭110番相談LINE 受付件数

(単位：件)

	2年度 (7月から)	3年度	4年度	5年度	6年度
総件数	1,535	2,043	1,671	2,266	2,239
(児童虐待の相談件数)	(304)	(471)	(516)	(677)	(541)
(こども本人からの相談件数)	(557)	(779)	(488)	(763)	(724)

※ () は総件数のそれぞれの内数

5 情報の共有等（第9条関係）

市及び関係機関は、こどもを虐待から守るため、それが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携・協力を図っています。

(1) 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）

ア 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に児童相談所と神奈川県警察が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋げています。

表 協定に基づく情報共有件数

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童相談所から 警察に提供（件）	765	701	805	1,304	1,741
警察から 児童相談所に提供（件）	1,585	2,810	4,098	3,506	3,420
合計（件）	2,350	3,511	4,903	4,810	5,161

イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関（学校、保育所、幼稚園等）からの情報収集や情報提供を積極的に行ってています。

平成28年度から、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを構築し、学齢期のこどもの支援における連携が進んでいます。

表 進行管理台帳登録件数

年度	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末
要保護児童（人）	4,662	5,265	5,469	5,082	5,031
特定妊婦（人）	137	112	122	93	90
合計（人）	4,799	5,377	5,591	5,175	5,121

ウ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、こどもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて隨時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。令和6年度は、1,723回開催し、延べ3,101人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数（回）	1,540	1,681	1,856	1,942	1,723

（2）要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）

要保護児童等として支援をしていたこどもが転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

表 要保護児童等の市内外への移管、送付及び受理件数（令和6年度）

担当	他都市へ送付	他都市から受理	市内移管
区こども家庭支援課(件)	197	194	190
児童相談所(件)	228	193	414
合計(件)	425	387	604

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）

（1）関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第10条第1項）

ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数（4月1日現在）

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象児童数（人）	32	38	44	39	39

イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

表 設置数及び相談件数

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
設置数（か所）	17	17	18	18	18
相談件数（件）	44,508	47,908	55,078	63,515	66,036

（2）医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第2項）

再掲 関係機関の取組一覧 P.19～23参照

（3）児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）

令和6年度、児童相談所では1,934件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は1,239件で、全体の64.1%となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家庭訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、令和6年度は立入調査が0件、出頭要求も0件でした。それ以外に子どもの安全を守るために警察への援助要請を7件実施しました。

ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
合計（件）	1,831	1,679	1,844	1,755	1,934
一時保護所	1,443	1,304	1,407	1,308	1,463
委託	388	375	437	447	471
うち児童虐待（件）	1,133	1,064	1,189	1,093	1,239

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・検索 件数

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
立入調査（件）	1	0	0	0	0
出頭要求（件）	0	2	0	0	0
再出頭要求（件）	0	0	0	0	0
臨検・検索（件）	0	0	0	0	0

【参考】

- 出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第8条の2）
児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- 再出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の2）
保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- 臨検、検索等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の3）
出頭要求又は立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、検索ができる。

ウ 弁護士相談

平成6年度から、子どもの権利を守るために児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等による法的権限の行使（立入調査、臨検・検索、児童福祉法第28条の請求、親権停止、未成年後見人の専任等）に関する助言、相談を委託弁護士に依頼しています。

また、令和元年度より中央児童相談所に弁護士を常勤配置し、法的対応力の強化を図りました。

（4）警察への援助要請（第10条第4項）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
援助要請件数（件）	6	6	18	11	7

（5）措置、一時保護等の解除時の配慮（第10条第5項）

施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつくれるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後、さらに虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった方に対して、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援をセミナー開催や個別訪問により行いました。施設等退所者、入所児童の居場所として「B4S PORT よこはま（ビーフォースポット よこはま）※」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。

※令和6年8月1日によこはまPort For から名称変更

表 居場所利用実績

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
居場所利用者数（人）	428	702	708	602	773

・利用登録者数（累計）550人

イ 資格等取得支援事業

施設等退所後に、進学や就労等により社会で自立した生活を安定して送れるよう、資格取得資金や就学資金の助成を行いました。

表 納付実績

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
資格等取得支援費（人） (普通自動車免許取得)	3	8	4	4	1
専門学校・大学等への 初年度納入金（人）	15	20	19	24	10
大学進学等自立生活資金 (家賃補助)（人） ※令和3年度から実施	-	0	2	5	19
大学進学等自立生活資 (カナエール)（人） ※令和2年度事業終了	新規 -	継続 2	-	-	-

ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体でこどもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につなげるための説明会や広報啓発活動を行いました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5～6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況(各年度3月末時点)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
認定里親数（組）	191	221	246	277	288
委託里親数（組）	75	72	87	94	108
委託児童数（人）	89	86	102	110	127

表 ファミリーホームへの委託状況(各年度3月末時点)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ホーム数（か所）	5	5	6	7	8
委託児童数（人）	21	21	22	30	35

表 年度中に新規または措置変更で里親またはファミリーホームに委託された児童

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
委託児童数（人）	28	29	43	58	54

エ こどもの意見表明支援

令和6年度から、意見表明支援員が児童養護施設や里親等に訪問し、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に定める「こどもが意見を表明する機会」を確保するための支援を行っています。

令和6年度面談実施数：95人

～横浜市社会的養育推進計画（令和7年度～令和11年度）の策定について～

平成28年度の児童福祉法改正を受けて、平成29年8月に国から「新しい社会的養育ビジョン」が示され、本市では、令和2年7月に本市の10か年の都道府県社会的養育推進計画として「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針（令和2年度～11年度）」を定めて里親委託等を推進してきました。

令和4年6月成立の改正児童福祉法等、令和6年3月の国通知を受け、本市として、「基本的な方針」の令和7年度から11年度までの後期期間について全面的に見直しを行い、令和7年3月に新たに「横浜市社会的養育推進計画」を策定しました。

策定にあたり、施設や里親等の社会的養護関係者、学識経験者で構成する検討委員会を設置し、計画の方向性や目標値について議論を重ね、各段階で児童福祉審議会児童部会及び里親部会において意見聴取を行いました。また、素案の段階で、社会的養護関係施設や、施設・里親等で生活する児童等からも意見募集を行い反映しています。

今回の計画では、こどもの権利擁護やこども家庭支援体制の構築、妊産婦等の支援、一時保護改革、こどものパーマネンシー保障、里親・ファミリーホームの委託推進、児童養護施設や乳児院等のあり方、自立支援の推進、児童相談所の強化から障害児入所施設のあり方まで、社会的養育全般にわたっての目標や方向性を定めています。

中でも大切な視点として、虐待等の未然防止と重症化を防ぐために、ニーズのあるこどもと家庭への早期からの支援（アーリーヘルプ）の充実強化を推進し、可能な限り家庭養育優先の原則が実現できるようを目指したことが挙げられます。さらには、一時保護から社会的養護を必要とするこどもの権利擁護及びパーマネンシー保障*の具体的な取組を検討し盛り込んだことも、今回の計画の大きな特徴となっています。

*本計画では、パーマネンシー保障を「親子関係の修復に配慮しつつ、こどもと支援者・養育者が途切れない安定的なつながりを構築することにより、こどもの成長を支援すること」と定義しています。

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）

（1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援 (第11条第1項)

ア 児童相談所の取組

児童福祉司の面接や家庭訪問、児童心理司の心理判定・面接、医師の意見等、専門的な関わりを通して、虐待の再発防止策を保護者とともに考えます。子どもの特性や保護者の状況を踏まえて、それぞれの家庭にあった支援を行っています。

（ア）親子再統合・親子関係再構築支援事業

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、親子関係再構築支援を適切に行うための体制や支援メニューを確保することを目的に、親子再統合支援事業が創設され、都道府県等はこの事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならないこととされました。

このことを踏まえ、本市においては、令和5年度まで実施されていたカウンセリング強化事業を統合する形で、令和6年度から新たに、親子再統合・親子関係再構築支援事業として事業を再編し、虐待を受けたことを理由に一時保護中、児童養護施設に入所中、または里親委託中の児童及び保護者等のうち、家庭引取りに向けて支援を行う必要がある者や、在宅での養育に困難を抱え支援を行う必要がある児童及び保護者等を対象に、カウンセリング事業、親子関係評価事業を含む、保護者や児童への支援プログラムを実施しています。

表 子ども・保護者支援プログラム導入件数(※)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支援プログラム導入件数 (件)	7	11	10	76	90

※ 令和5年度まで、本項（第11条関係）では家族再統合事業の家族再統合件数を報告していましたが、令和6年度からの国の事業再編合わせ、今年度から子ども・保護者支援プログラム導入件数を参考値とします。なお、令和2年度～5年度までは、プログラム件数として集計を行っていたカウンセリング強化事業（旧事業）の実人数を参考値として記載しています。

イ 区の取組

子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

（第4条第6項の再掲 P.15参照）

（2）虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）

ア 児童相談所の取組

（ア）養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 養育支援家庭訪問員訪問実績 令和6年度実数 219世帯

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
中央児童相談所（回）	1,068	1,184	1,397	1,318	1,016
西部児童相談所（回）	911	989	1,059	831	715
南部児童相談所（回）	733	826	735	805	717
北部児童相談所（回）	909	849	669	771	512
合計（回）	3,621	3,848	3,860	3,725	2,960

表 養育支援ヘルパー派遣実績 令和6年度実数 80世帯

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
中央児童相談所（回）	2,719	2,989	3,140	2,781	1,953
西部児童相談所（回）	1,189	1,152	1,536	1,901	1,463
南部児童相談所（回）	796	752	756	837	748
北部児童相談所（回）	2,922	2,956	2,327	3,056	2,859
合計（回）	7,626	7,849	7,759	8,575	7,023

(イ) 「STOP ! 子どもの前でのおとなのケンカ」(リーフレットの配布)

子どもの面前での夫婦喧嘩や DV が子どもに及ぼす影響について、理解を深め再発防止につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）

（1）妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第12条第1項）、妊娠中の女性とその配偶者及び同居者への支援（第12条第2項）

ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）の交付と5万円を上乗せして助成し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
補助券利用述べ数（件）	307,475	304,048	288,440	279,828	269,539

イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、妊婦歯科健康診査受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受診者数（人）	9,796	10,705	10,367	10,221	10,148
委託歯科医療機関数（か所）	1,448	1,486	1,474	1,480	1,461

ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施（再掲）P. 8 参照

エ 母子保健コーディネーターの配置（再掲）P. 9 参照

オ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、個性ある区づくり推進費自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や先輩ママパパの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

（単位：回、人）

年度	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数
母親（両親）教室 (局事業)	548	4,425	682	4,939	682	5,043	683	5,379	660	5,502
土曜両親教室 (区づくり事業)	82	1,929	124	2,873	235	5,057	178	3,820	177	3,838
合計	630	6,354	806	7,812	917	10,100	861	9,199	837	9,340

9 子供虐待防止の啓発（第13条関係）

こどもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンと共に、こども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を拡充しました。

（1）区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第13条）

各区のこども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

表 令和6年度 広報等実績

	回数（回）	取組内容
区民向けイベント	18	区民まつりでオレンジリボン、啓発グッズ配布、キャッピー缶バッジづくり、虐待防止啓発パネル掲示 等
区民向け講演会	42	体罰によらない子育て講座、こどものほめ方・しかり方講座 等
区民向け広報・啓発	179	児童虐待防止推進キャンペーン期間を中心に広報よこはま区版での虐待防止啓発記事の掲載、横断幕・懸垂幕掲出、乳幼児健診で虐待予防リーフレット配付、児童虐待防止啓発パネルやのぼり旗展示、窓口での啓発物品・チラシ配布等
その他	16	
合計	255	

（2）こども青少年局が実施した啓発活動（第13条）

予期しない妊娠に関する啓発動画やチラシを作成し、インターネットや公共交通機関において広報啓発を実施しました。また、神奈川県、川崎市、相模原市、及び横須賀市と共同運用しているSNS（LINE）での虐待相談「かながわ子ども家庭110番相談LINE」について、さらなる周知を図るなど、こどもや子育て世代からの相談機会を増やす取り組みを行いました。

横浜市民や地域でこどもの支援を行っている方を対象に、「こども虐待防止市民サポート講座」基礎編に加えて、応用編を実施しました。

また、大人向け、こども向けにそれぞれ「こどもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を実施しました。

11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」では、神奈川県内自治体で協力し、合同ライトアップを実施しました。

さらに、「地域活性化に関する包括連携協定」を締結している、日本KFCホールディングス株式会社と連携し、児童虐待防止広報啓発リーフレットの配付、オレンジリボンキャンペーン等を行いました。

また、「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」の実行委員として、運営及び中継拠点のサポートや、ゴール会場での啓発ブースの出店を横浜市主任児童委員連絡会と協働して行いました。

ア 児童虐待防止広報啓発事業報告（令和6年度）

こども青少年局が、令和6年度に実施した広報・啓発活動は次頁の事業一覧のとおりです。

令和6年度 児童虐待防止広報・啓発一覧（こども青少年局）

	実施期間・日	実施事項の具体的な内容
1	通年	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLCD広告を掲載
2	通年	毎月5日にケンタッキーフライドチキンにて啓発リーフレット配付
3	通年	令和6年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載
4	通年	「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のLINE広告を実施
5	通年	「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のInstagram広告を実施
6	10月18日～ 12月20日	横浜市民を対象に「こどもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を実施 (2,860人が回答)
7	10月20日	オレンジリボンたすきリレーのゴール会場で児童虐待に関する広報啓発を実施
8	10月25日～	「#ヨコハマオレンジリボンキャンペーン」を実施
9	10月25日	横浜市公式Xでオレンジリボンが児童虐待防止のシンボルであることを発信
10	11月1日～7日 11月19日～25日	横浜市庁舎で児童虐待防止オレンジライトアップを実施
11	11月	横浜市公式YouTubeで予期しない妊娠に関する動画を公開
12	11月	横浜市営バスで予期しない妊娠に関する動画を放映
13	11月1日～5日	よこはまコスモワールド大観覧車「コスモクロック21」のオレンジライトアップを実施
14	11月1日	神奈川県内自治体で合同オレンジライトアップを実施
15	11月8日	てい先生のXアカウントより、オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーンについて発信
16	11月20日～ 12月19日	チラシ配信サービス「Shufoo！」で予期しない妊娠に関するチラシを配信
17	11月26日	「こども虐待防止市民サポーター講座 基礎編」を実施
18	12月1日～ 1月31日	ドン・キホーテ（横浜市内3店舗）で予期しない妊娠に関するチラシを配布
19	12月9日～ 1月31日	こどもを対象に「こどもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を実施 (小学4年生から中学3年生 6,427人が回答)
20	12月30日～ 1月16日	横浜市内映画館（2館）で予期しない妊娠に関する動画を広告として放映
21	1月15日	「こども虐待防止市民サポーター講座 応用編」を実施

◇ 予期しない妊娠に関する動画を作成し、SNS、公共交通機関、映画館を活用した広報を行い、相談先について周知しました。

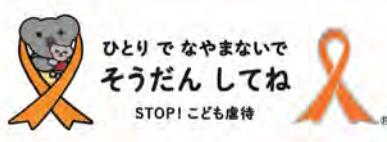


<予期しない妊娠に関する動画>

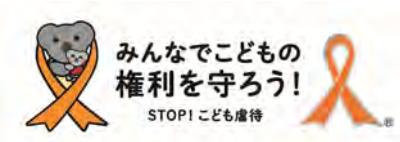
◇横浜市民や、地域で子どもの支援を行っている方を対象に、子ども虐待の基本や体罰によらない子育て、ペアレント・トレーニングに関する講座「子ども虐待防止市民センター講座」を行いました。



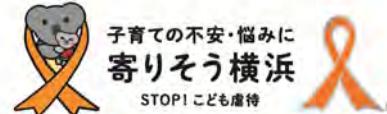
◇オレンジリボンとキャッピーのロゴを3種作成しました。



<子ども向け>



<全体向け>



<養育者向け>

◇11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせて、神奈川県内自治体で協力し、11月1日（金）に合同ライトアップを実施しました。

また、本市経営責任職以上のオレンジリボンの着用、職員に名札用バナー着用の協力を依頼しました。

【名札バナー】



児童虐待防止のイベントに参加し、横浜市の子育てを応援しています。



10 資料

平成26年6月5日
横浜市条例第30号

横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）
第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。）その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜

市条例第38号) 第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

- (6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為(当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。)であつて、子供の利益に反するもの(虐待に該当するものを除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見その他の虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。
- 8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力(法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。)が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。
- 9 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
- (1) 親になるために必要な知識及び命の大切さ
 - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
 - (3) 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見のための方策

- (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
- (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
- (6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法
- (7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響
- (8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するよう努めなければならない。

- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告（以下単に「通告」という。）をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。

- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児（児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。）については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。

- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

- 第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
 - 3 市は、通告又は虐待若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

- 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。
- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条の3第1項に規定する転出をいう。）又は転居（同法第23条に規定する転居をいう。）した事実が判明した場合は、速やかに、当該転出先又は転居先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

- 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。
- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
 - 3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を使用することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を使用しなければならない。
 - 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行う

ことができる。

- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

- 2 妊娠中の女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

附 則(令和3年10月条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

